

協会活動に関する個人情報の合意書

一般社団法人 ステップボーンカット協会(以下「甲」という)と、株式会社 _____(以下「乙」という)とは、当協会普及活動のため、甲から乙に開示する個人情報の取扱いに関して、以下の通り合意します。

(定義)

第1条 個人情報とは、甲から乙に開示または提供される個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述または画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別することができるものを含む)をいい、その開示または提供媒体を問いません。

(個人情報の適切な取扱い)

第2条 乙は、個人情報を甲の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理・取り扱うものとします。

(利用目的)

第3条 乙は、個人情報を、本件活動の遂行のためにのみ利用するものとし、その他の目的には利用しないものとします。

(第三者への非開示等)

第4条 乙は、個人情報を、両当事者以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。

2. 乙は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全対策を講じるものとします。

(再委託)

第5条 乙は、本件業務を、甲の書面による事前の同意なしに第三者に再委託しないものとします。

2. 乙は、甲の事前の同意を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し本合意書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとします。

(管理状況の報告・調査)

第6条 乙は、本件業務の状況について甲の求めに応じ報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第7条 乙は、万が一個人情報紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとします。

2. 前項の場合には、乙は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとします。
3. 万が一、乙において個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は甲の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとします。この場合、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとします。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに甲から提供された個人情報及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体に記録した個人情報がある場合には、これを完全に削除し、以後個人情報を保有しないものとします。

上記合意の証として本書2通を作成し、乙記名捺印の上、各1通を保有します。

2018年9月15日 甲 一般社団法人ステップボーンカット協会 代表理事 牛尾早百合

乙 住所
会社名

代表者
取扱責任者

印
印